別表第一ビチオノールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり50mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためと殺する前20日間又は食用に供するために搾乳する前60時間

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正）

2　動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一ビチオノールを有効成分とする強制経口投与剤の項の次に次のように加える。

塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	牛（泌乳しているものに限る。）	1日量として搾乳後に1分房1回当たり50mg（力価）以下の量を注入すること。	食用に供するためと殺する前20日間又は食用に供するために搾乳する前60時間

規　則

○原子力規制委員会規則第十三号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第二項、同条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則を制定する。

平成二十五年九月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

第一条中「この省令」を「この規則」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（検出されなかったものとみなす場合）

第三条の二　令第四条第二項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第四条第二項の一時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第一項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。

第七条第一号の表イの項中⑴を削り、⑵を⑴とし、⑶から⑼までを⑵から⑻までとし、⑽を削り、⑾を⑼とする。

第十四条の表の大規模原子炉施設の項下欄中「原子炉を停止する全ての機能が喪失する」を「通常の中性子の吸収材（ナトリウム冷却型高速炉については、通常の中性子の吸収材の電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができない」に改め、ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十五年十二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。